

栃木県景観アドバイザー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）第25条第2項及び第26条の規定に基づき、市町村、県民及び事業者による景観形成の活動を支援するため、栃木県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することとし、この要綱は制度の実施に関して必要な事項を定める。

(委 嘱)

第2条 アドバイザーは景観、都市計画及び色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任 期)

第3条 アドバイザーの任期は3年とし、再任を妨げない。

(助 言)

第4条 アドバイザーは次に掲げる事務の助言を行うものとする。

- 1 市町村が実施する景観形成の推進施策に関すること
- 2 県民又は事業者が行う景観形成のための活動に関すること
- 3 県又は市町村が行う公共事業の景観形成に関すること
- 4 その他景観形成の推進に必要な専門的な事項に関すること

(依 頼)

第5条 知事は、アドバイザーの助言を必要とする案件が生じた場合は、第2条により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者に対し、当該案件に関する助言を依頼するものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、第4条の事務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第7条 知事は、アドバイザーが第4条の事務に従事した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内において費用弁償を行う。

(庶 務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、県土整備部都市計画課で処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成16年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。